

別海町地域おこし協力隊募集要項 (地域活動サポート 雇用型)

1 募集背景

町民によるまちづくり活動を一層促進するため、まちづくり補助金等制度を効果的に運用することが求められています。そのため、関係者同士をつなぐ「仲介役」と、住民の制度活用の「サポート役」として住民に寄り添いながら活躍する地域おこし協力隊を募集します。

2 募集人数及び任用形態

1名 雇用型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

- まちづくり補助金等の申請や実施に関する伴走支援
 - 補助金申請書類の作成・受付サポート、事業計画の相談、実績報告等の補助、制度周知
- 地域ニーズの把握と掘り起こし
 - 地域の集まりや活動現場への参加等を通じた住民ニーズ、アイデアの掘り起こし
- 行政と地域をつなぐ連絡調整及び情報発信
 - 地域活動の取材、活動内容の情報発信。行政担当課、地域、団体間の連絡調整

<活動場所>

別海町役場（北海道野付郡別海町別海常盤町 280）

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以

内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）
参加者として2年以上活動し、かつJET プログラム終了から1年以内の方
エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの「[特別交付税措置に係る地域要件確認表](#)」でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています
- ・「一部条件不利地域」の場合
→ お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています
条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方
- (5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方
- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定 3 級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■ 身分

別海町会計年度任用職員（第2号）として任用します。

■ 任用期間

任用日（※1）から令和8年3月31日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長3年まで更新することができます。）

※1 任用日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※2 職務怠慢や非行など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

■ 給与

月額 325,000 円

※ 時間外勤務手当、通勤手当は別途支給します。会計年度任用職員はその他の扶養手当、住宅手当、寒冷地手当等は支給対象外となります。

■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休息時間とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から本人負担分が差し引かれます。
- ② 役場庁舎内の勤務で使用する端末が貸与されます。
- ③ 勤務時間中の車両は、原則として公用車を使用します。
- ④ 住居は民間アパート等を斡旋します。（住宅料、光熱水費は自己負担となります）
- ⑤ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑥ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑦ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。（年次休暇20日など）

■ 副業

原則として認めていませんが、任期中の協力隊活動に影響を及ぼさず、かつ任期終了後の定住に関連するもので、町長が認めた場合は許可します。

6 応募方法

■ 提出書類

- ① 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとしします。）
- ② 「職務経歴書」（任意書式）

■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。

<https://logoform.jp/f/falSf>



- ※ ①②は電子フォームに原則 PDF で添付してください。
- ※ 取得した個人情報、**「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。**
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

■ 募集期間

令和8年1月30日（金）まで

- ※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

- ※ 応募前に WEB 面談を実施することも可能です。

- ※ WEB 面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町役場

町HP：<https://betsukai.jp/>

総合政策部地域創生課（担当：成田（なりた））

TEL：0153-74-9502（直通）

E-mail：regional-hr-st@betsukai.jp